

●令和7年度工芸品販売促進補助金について

本補助金では、「販売促進強化・販路拡大支援事業」、「商品プロデュース事業」、「観光消費促進事業」を通して、沖縄県産工芸品の製作・製造、販売、流通等に携わる事業者の皆様を支援いたします。

本補助金事務局では、申請の事前相談、申請書作成支援、補助事業の実施支援（専門家派遣等）等のサポートを実施します。

補助金事務局が申請から補助事業実施までサポートします



●補助対象となる事業

	補助事業の内容
販売促進強化・販路拡大支援事業	- 主として、県外・国外における工芸フェアなど、工芸品の販売強化、新規販路開拓等を行うもの。 - 工芸フェア・展示販売イベント開催、商談会参加、新しいチャネルでのテストマーケティング等。
商品プロデュース支援事業	県内工芸事業者とプロデューサー（バイヤー・デザイナー等含む）が協働して商品製造・改良を行うもの。
観光消費促進事業	工芸イベント主催者が県内において工芸品展示販売イベントを開催し、観光客等の集客を強化し、工芸品売上増を図るもの。

当補助金における工芸品とは、以下のいずれかに該当するものをさします。

- 国指定伝統的工芸品または、沖縄県指定伝統工芸製品等
- 沖縄の伝統的技法、デザイン、地域の自然素材原材料のいずれかを活用し、熟練技術を駆使して手仕事により製作されたもの

※工芸品の例
喜如嘉の芭蕉布、知花花織、読谷山花織、読谷山ミンサー、琉球びんがた、首里織、琉球絣
南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、ウージ染、うらそえ織
三線、壺屋焼、琉球焼、琉球漆器、琉球ガラス、金細工、小木工など

●補助率、補助金上限額について

	補助率	補助金上限額
販売促進強化・販路拡大支援事業	2/3	200万円
商品プロデュース支援事業	2/3	100万円
観光消費促進事業	2/3	100万円

申請に際しては、募集要項を必ずご確認ください

募集要項
応募様式

●補助事業の対象者について

	補助対象者
販売促進強化・販路拡大支援事業	- 県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する流通事業者（卸売業者、小売店、事業協同組合等） - 県内工芸事業者5者以上、工芸品3ジャンル以上が合同で、県外・国外において販売する県内工芸事業者グループの代表者
商品プロデュース支援事業	補助事業終了後の販路を有しているプロデューサー（バイヤー・デザイナー等含む）と県内工芸事業者とが協働で工芸品の企画製造・改良を行う場合における、当該プロデューサー又は工芸事業者のいずれか代表者
観光消費促進事業	工芸品5ジャンル以上の県内工芸事業者10者以上、または2ジャンル以上の県内工芸事業者20者以上が参加する、県内において工芸品展示販売イベントを開催しようとする工芸イベント主催者

●補助事業の対象者イメージ

販売促進強化・販路拡大支援事業

【申請者（事業実施主体）】

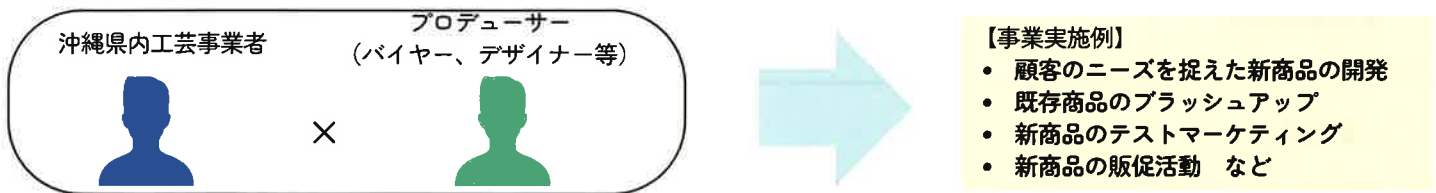
- 流通事業者（卸売、小売、事業協同組合など）
- 県内工芸事業者グループ



商品プロデュース支援事業

【申請者（事業実施主体）】

- 沖縄県内工芸事業者、プロデューサーのいずれか



観光消費促進事業

【申請者（事業実施主体）】

- 工芸イベント主催者

